

奈良県告示第八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、西和土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十六年五月二十日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	中筋 弘	生駒郡平群町越木塚七七四
〃	森 宏範	〃 三郷町立野北二―二七―二三
〃	山中 實	〃 平群町櫟原一六三二
〃	中川 九洋	〃 三里三六八―五
〃	小谷 容久	〃 福貴畑一八八九
〃	山口 善正	〃 久安寺八三四
〃	福井 勲	〃 信貴畑一八一―
〃	亀井 靖二	〃 久安寺一二六六
〃	奥田 哲生	〃 三郷町信貴南畑一―五―四〇
〃	谷口 誠男	〃 〃 一―五―四一
監事	奥田 晃久	〃 平群町福貴二三二
〃	中尾 正夫	〃 久安寺八九一
〃	實光 一智	〃 三郷町信貴南畑一―二―一五

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	中筋 弘	生駒郡平群町越木塚七七四
〃	森 宏範	〃 三郷町勢野北一―二―一
〃	山中 實	〃 平群町櫟原一六三二
〃	中川 九洋	〃 三里三六八―五
〃	小谷 容久	〃 福貴畑一八八九
〃	山口 善正	〃 久安寺八三四
〃	福井 勲	〃 信貴畑一八一―
〃	亀井 靖二	〃 久安寺一二六六
〃	奥田 哲生	〃 三郷町信貴南畑一―五―四〇

〃 〃 監事 〃

實光 中尾 奥田 谷口
一智 行利 晃久 誠男

〃 〃 〃 〃

三郷町信貴南畑一―二―一五
平群町福貴二三二
〃 福貴畑九〇四
〃 一―五―四一